

国際課税トピックス

1 電子商取引と関税

本年5月のバーミンガム・サミットを前に、わが国は、インターネット等を利用した電子商取引の自由化を推進する見地から、米国と歩調を合わせることになった。税に関しては、関税を課さないこととしているが、将来にわたり非関税とすべきかどうかで国内の官庁間においても意見が分かれているようである。しかし、仮に、将来電子商取引に対して関税を課すとしても、輸入する外国貨物を対象として関税を課している現行の課税方法により、オンラインのデジタル情報が取り扱われるであろうか。現行の課税方法では、電子商取引に關税を課すことは技術的に何らかの改善を行う必要があるようと思われる。

2 電子商取引と法人税・所得税・消費税

(1) 源泉地国課税の問題

現行の国際税務では、個人又は法人がその居住地国以外の国において事業を行い利益を得る場合、この国を源泉地国という。各国の国内法及び租税条約は、源泉地国における事業所得の課税要件として、支店等の事業を行う一定の場所を有する外国法人を対象として、その国における所得（国内源泉所得）のみを課税の範囲とすることを定めている。米国財務省が公表した電子商取引の課税に関する文書では、電子商取引において源泉地国課税が難しくなることを指摘している。このことは、個人又は法人の居住

地国は、これまで通りに課税できることから、電子商取引における売り手側である米国は、税収の減少となることが少ないと意味し、逆に、米国法人等に対価を支払う米国以外の外国法人の居住地国（米国から見て源泉地国）は、税収が減少することになる。

(2) 先進国から税が逃げる現象（タックスヘイブンの利用）

上記(1)では、結果として、米国のみが電子商取引に係る税収を得るということになると思われるかもしれないが、電子商取引を行う法人が必ずしも米国を居住地国とする保証はない。電子商取引に関するインフラが整備されているのであれば、税金のないタックスヘイブンに会社

インターネット

を設立し、そこを本拠として事業活動を行う方が法人にとって有利である。このような事態に對して、現行のタックスヘイブン税制は、機能しない。すなわち、わが国の同税制によれば、内国法人が、一定要件の株式を所有する特定外國子会社の留保所得を内国法人の益金とする方式であるからである。このような事態に對処するためには、管理支配地主義等の基準を拡充することで対処できるのではと考えている。

(3) サイバースペースに税が消える現象（消費税の問題）

電子商取引は、国外から提供されるデジタル

Topics of International Taxation

情報等について、税関を通過することなく、直接にコンピュータ間により行われることになる。電子商取引のうちでも、商品等を国外から購入する、いわゆる通信販売であれば、現在の郵便、電話、ファクシミリ等による注文の形態をコンピュータが代替したのであるから、国外からの商品は通関の際に消費税を課されることになるが、オンラインで提供されるものについては、課税技術上及び現行の消費税法の規定では、課税が難しいといえる。その結果、本来であれば課税取引となる取引について、消費税（EUにおいては付加価値税）の課税が難しくなり、全体として、当該税目の税収が減少することになる。すなわち、サイバースペースに税が消え

課税の将来

るという現象が起こることになる。

3 予測される課税問題

米国における電子商取引は、推計によれば、1997年に110億ドルであるが、2000年には、600億ドルを超えるといわれている。このように急速に拡大する新しい取引形態の領域に対して、三つの課税問題に関する予測ができる。一つは、現行の税法の適用に関する見直し検討であり、二つ目は新しい形態の税目の検討である。第三は、電子商取引が一国あるいは現行の二国間租税条約では対処できないことから、国際協調を

必須としている点である。

(1) 現行税法の適用

現行の法人税・所得税及び消費税の課税において、電子商取引に対処するために、個々の税目は、それぞれに各種の原則及び基準を改める必要があるが、そこには自ずから限界があるようと思われる。

(2) 新しい税の導入

新たな取引形態に即応した税目は、近い将来課税の公平という見地からも検討されるべきであろうが、現在のところ、米国のリーダーシップの下で、各国のコンセンサスは、新税導入を考慮しておらず、EUも一時検討したビット・タックスを導入しない方向である。ただし、新税について検討する場合、新税が現行税制の適用により生ずる税の空白地帯を補うものであるのか又は増税となるものであるのかを見極める必要があろう。

(3) 国際間の協調

電子商取引は、課税又は免税のいずれかであっても、その取引形態から、世界的な協調を必要とするものである。現行の二国間租税条約のような形態では対処できないことから、他国間の協定が必要となろう。この多国間の協定は利害の対立が予測されることから、そのような場合は、OECD等がガイドラインを作成する方法があろう。

日本大学教授

矢内 一好